平成27年3月31日 飯塚市告示第104号 改正 R4-110 改正 R6-51

(趣旨)

第1条 この告示は、認知症になっても、住みなれた地域で安心して生活を継続できるよう、また認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等を行う団体が取り組むオレンジカフェ設置事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において「オレンジカフェ」とは、認知症の人及びその家族、地域 住民、専門職等の誰もが気軽に集い、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換 等を目的として参加できる活動拠点であり、次の各号に定める要件を全て満たす ものをいう。
 - (1) 市内に10人以上が活動できるスペース(拠点)があること。
 - (2) 年6回以上実施すること。
 - (3) 年間を通じて実施すること。
 - (4) 実施の際には参加者の構成及び人数を記録し実施内容を評価すること。
 - (5) 宗教的又は政治的活動を伴わない内容であること。
 - (6) 法令及び公序良俗に反しない内容であること。

(経費)

- 第3条 助成金の交付となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、前条に規定 するオレンジカフェの実施に係るものとする。ただし、次の各号に掲げるものは、 交付対象経費としない。
 - (1) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
 - (2) 交付対象団体の構成員による会合の飲食費
 - (3) その他市長が適当でないと認める経費

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定めると ころによる。

- (1) 運営費助成金 事業に要する交付対象経費の合計額から収入金額を控除した額とし、一団体につき当該年度5万円を限度として、予算の範囲内で助成する。
- (2) 講師費用助成金 専門医(認知症疾患医療センター医師、認知症外来医等) にカフェ開催時の講師を依頼した場合、謝礼金として1回につき10,000円を限度 とし、一団体につき当該年度5回を限度として、予算の範囲内で助成する。
- 2 前項第1号の規定に基づき運営費助成金を算定する場合及び同項第2号の規定に 基づき講師費用助成金を算定する場合において、当該算定して得た額に千円未満 の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 助成金の額に、千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。 (対象)
- 第5条 助成の対象となる事業者(以下「助成事業者」という。)は、本市においてオレンジカフェを実施する団体とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている者
 - (4) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

(交付申請)

第6条 助成事業者は、当該年度のうちオレンジカフェを設置する初日までに、申請書に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(審査)

第7条 市長は前条の規定により提出された申請書を受理したときは、交付の適否及 び助成金の額について審査するものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、審査の上適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、助成事業者 に通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 助成金の交付の決定を受けたものは、事業の内容又は経費の変更(軽微な変更を除く。)を必要とする場合は、市長に変更内容を報告し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 助成金の交付決定の通知を受けた助成事業者は、事業完了後30日以内に、 実績報告書に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の 審査等により、その報告に係る成果が交付決定の内容及び条件に適合するかどう かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事 業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた助成事業者から適正な請求書により請求が あった場合には、市は請求のあった日から30日以内に助成事業者に対し請求額を 支払わなければならない。

(助成金の返環)

- 第13条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の 全部若しくは一部を取り消し、又は返還を命ずることができる。
 - (1) 交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) 書類の記載事項が事実と相違するとき。
 - (3) 前2号のほか不正の事実が認められるとき。

(関係書類の整理等)

第14条 助成事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を整理し、当該助成事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。